

板橋区収集運搬作業における監督指導業務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の収集及び運搬作業現場における作業状況を的確に把握するとともに住民及び職員に対する指導を行う監督指導業務について必要な事項を定めるものとする。

(体制)

第2条 監督指導業務は、清掃事務所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

(業務内容)

第3条 業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、清掃指導車等により区内を巡回し、次の業務を行うものとする。
 - ア 廃棄物の収集作業に関する指導をすること。
 - イ 廃棄物の運搬に関する指導をすること。
 - ウ 廃棄物の不法投棄の防止対策に関すること。
 - エ 住民に対するごみの正しい分け方及び出し方の指導をすること。
 - オ 職員のサービス態度及び服装に関する指導をすること。
 - カ 職員の不正行為の防止に関すること。
- (2) 所長は、区民等からの相談、苦情に対応するものとする。

(実施指導等)

第4条 実施指導等の内容は、次のとおりとする。

(1) 作業計画の実施指導

所長は、区内及び搬入先を巡回中、廃棄物作業計画の全般にわたり、その実施状況の指導にあたる。また、関係所管から作業実態調査の要請があるとき、あるいは必要の都度、随時これを調査する。

(2) 苦情等の処理

苦情等については、迅速な処理を十分考慮し、実情を調査のうえ、その結果についての的確に処理する。主な内容は、次のとおりとする。

ア 資源・廃棄物・し尿収集関係

- ① 資源・廃棄物・し尿収集
- ② 資源・廃棄物・し尿収集の取り残し
- ③ 収集時間
- ④ 資源・廃棄物・し尿収集後の整理
- ⑤ 収集職員の態度、服装

- ⑥ 集積所への不法投棄
- ⑦ 有料ごみ処理券の貼付

イ 廃棄物運搬自動車

- ① 乱暴運転
- ② スピード違反
- ③ 当局規制道路の運行
- ④ 走行中のごみ飛散
- ⑤ 走行中の汚水もれ

ウ その他

(3) 廃棄物不法投棄の防止と対策

区内を巡回中、廃棄物の不法投棄を発見した場合は、必要に応じて迅速に処理する。特に、ごみが多量に投棄される場所については、巡回の強化及び早朝、夜間の立番等を実施し、所轄警察署とも連絡をとるなど、不法投棄の防止対策を図る。

(4) ごみ容器等の適正な取扱い指導

容器収集は、区内全域で実施されているが、容器の適正な取扱いについては、種々の問題が残されている。これについては区民の協力を求めることとし、また、収集職員の容器取扱いについても指導する。その主な内容は、次のとおりである。

ア 区民に対する指導

- ① 容器の引取り
- ② 容器の洗浄
- ③ 容器の取替え
- ④ 容器にふたをすること
- ⑤ 容器に入らないごみ
- ⑥ 容器の記名
- ⑦ 適正なごみ収納袋の使用
- ⑧ 資源・廃棄物の適正排出

イ 収集職員に対する指導

- ① 容器にふたをすること
- ② 容器を整然と並べること
- ③ ごみ収集後の集積所の整理
- ④ 安全作業手順の遵守

(5) 有価物の選別、売却行為の禁止指導

ごみ関係作業に従事する職員が、ごみの中から有価物を選別し売却する行為は、地方公務員法（職務に専念する義務、信用失墜行為の禁止）に違反するものであり、か

かる行為の禁止を指導する。

(6) ごみ積載量の検査

ごみ積載量については、巡回中あるいは中継所等において随時検査し、適正な積載をするよう指導する。なお、過積載等の悪質な違反者に対しては再発防止に向けて厳重な指導を行う。

(7) 廃棄物運搬自動車の運行についての指導

巡回中、次の違反を発見した際は、その都度指導する。

ア 乱暴運転

イ スピード違反

ウ 当局規制道路の運行

エ 走行中のごみ飛散

オ 走行中の汚水もれ

カ ぶらさがり乗車

キ 清掃工場、埋立処分場、中継所等に搬入する廃棄物運搬自動車への収集職員の同乗

(報告)

第5条 監督指導業務を行ったときは、監督指導業務報告書（別記様式）により指導内容を記録し、整理しなければならない。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

